

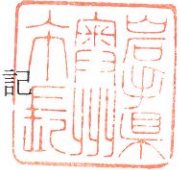
一般廃棄物処理業許可証

住所 奥州市江刺区岩谷堂字北八日市323番地2
氏名 株式会社昭和清掃興業
代表取締役 菊地 昭文

平成28年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可します。

平成28年3月22日

奥州市長・小沢昌記



1 許可年月日 平成28年4月1日

2 許可の期限 平成30年3月31日 まで

3 許可の条件

(1)事業系一般廃棄物

・市内事業所及び多量排出者の一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の収集運搬に限る。

・収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。

(2)廃家電4品目

・一般廃棄物のうち特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律97号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する特定家庭用機器の収集運搬に限る。・収集した特定家庭用機器は、法第17条に規定する指定引取場所へ搬入すること。

(3)その他

・市長の指示従うこと。